

平成26年12月10日

西脇市長 片 山 象 三 様

西脇市上下水道事業審議会
会長 長 峯 純 一

上下水道事業の経営の健全化について（答申）

本審議会は、平成26年7月1日に、市長から水道料金の見直し及び下水道使用料の見直しについての意見を求められた。

本審議会は、西脇市の上下水道事業の現状と将来の見通しを踏まえ、今後の財政計画、施設の更新や統廃合を含めた整備計画及び料金等のあり方について審議を重ねてきた。

その結果、経営の効率化を図るためのさらなる企業努力を前提に、水道料金については、市内の料金を現行の西脇地区料金に統合することが適切であると判断し、また下水道使用料については、現行使用料を継続すべきものと判断したので、ここに答申するものである。

今後、本審議会の答申の趣旨を尊重し、市民生活や経済活動を支える上下水道事業の健全な運営を期待する。

西脇市上下水道事業の経営の健全化について

(答 申)

平成 26 年 12 月 10 日

西脇市上下水道事業審議会

はじめに	1
------------	---

第1章 水道事業

第1節 市の状況説明と提案

1 水需要の動向	
(1) 家庭の水需要	2
(2) 事業所等の水需要	2
(3) 今後の水需要	2
2 財政状況	
(1) 前回の料金改定の概要	2
(2) 財政状況	3
3 整備計画について	
(1) 現行の整備計画	4
(2) 整備計画の見直し（市からの提案）	4
(3) 整備計画の見直しによる財政計画	6
4 水道料金の見直しについて	
(1) 算定期間等	7
(2) 料金に関する市の考え方	7
(3) 料金に関する市の試算	7
(4) 料金統合案（市からの提案）	8
第2節 審議会の議論と意見	
1 整備計画について	9
2 料金の見直しについて	9

第2章 下水道事業

第1節 市の状況説明と提案

1 汚水排除量の予測	
(1) 水洗化人口及び水洗化率	10
(2) 家庭からの汚水排除量	10
(3) 事業所からの汚水排除量	10
2 財政状況について	
(1) 前回の使用料改定の概要	10
(2) 財政状況	11
3 今後の整備計画について	
(1) 長期整備計画	14

4 下水道使用料の見直しについて	
(1) 算定期間等	15
(2) 使用料の見直しについて（市の考え方）	15
第2節 審議会の議論と意見	
1 使用料の見直しについて	15
要望事項	16
おわりに	16

資料

- 水道事業財政計画 「資料①～③」
- 下水道事業財政計画 「資料④」

附属資料

- 上下水道事業の経営の健全化について（諮問）
- 西脇市上下水道事業審議会条例
- 西脇市上下水道事業審議会運営規則
- 西脇市上下水道事業審議会委員名簿
- 西脇市上下水道事業審議会審議経過

はじめに

西脇市は、平成17年10月1日に旧西脇市と旧黒田庄町とが合併して誕生した。四方を山地や丘陵に囲まれ、県内最長の加古川、その支流である杉原川、野間川の河川沿いの平野部に集落や農地が形成され、平成26年10月1日現在、人口42,646人、面積132.47km²の自然豊かな都市である。

水道事業は、市民生活はもとより、都市の経済活動を支える重要なインフラであり、安全で良質な水道水を安定して供給することが求められる。また異常渇水時や地震災害等の緊急時においても、ライフラインとしての使命を果たしていく役割がある。

水道事業の主たる収入である水道料金収入は、人口減少、節水機器の普及、使用者の節水意識の浸透、地域経済の低迷、企業努力による節水等によって減少傾向にあり、今後もさらなる減少が予測される。

また支出面においては、維持管理費の節減、民間委託の導入、職員の削減等、経営努力がされているが、水道施設の適正な維持管理と老朽化する施設の改築更新や統廃合、そして市内全域への高度処理水の供給を進めていることから、その施設整備のためのさらなる事業費が必要である。

下水道事業もまた、市民が健康で快適な生活を営んでいく上では不可欠なインフラであり、現在、市内のほぼ全域において下水道供用が可能になっている。その上で、衛生的な生活環境への改善、雨水排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全といった目的を図りつつ、地球環境に配慮した循環型社会を形成する役割も担っている。

下水道事業の主たる収入である使用料収入も、水洗化人口が伸びているものの、水道事業と同様に、人口減少、節水機器の普及、使用者の節水意識の浸透、地域経済の低迷、企業努力による節水等によって、減少が予測されている。

支出面においては、整備事業が多額の費用を必要とし、その費用の財源となる下水道事業債の元利償還金が増大してきたことから、下水道事業のみならず市財政への負担にもなってきた。しかしその元利償還金もピークは平成21年度であり、今後は減少していく見込みである。その一方で、下水道の役割を果たすため、適正な維持管理と老朽化する施設の改築更新が必要なことから、その手法として段階的な処理区の統廃合が計画され、そのための事業費が必要になる。

このように、上下水道事業ともに料金等の収入が減少していく中で、施設の維持管理、改築更新等に係る経費が引き続き必要なことから、健全な経営基盤の強化が求められている。

本審議会は、そうした事情を踏まえて、上下水道事業の経営健全化を目指して検討を進めてきた。

第1章 水道事業

第1節 市の状況説明と提案

1 水需要の動向

(1) 家庭の水需要

使用者の節水意識の浸透や節水機器の普及により、一家庭の水道使用量は年々減少している。また、西脇市の将来人口についても、平成33年の人口を39,700人とし、年約1%の減少を見込んでおり、それに伴い水道使用量も減少していくものと予想している。

(2) 事業所等の水需要

事業所などの水需要においても、地域経済の低迷、企業努力による節水等により、年々減少している。

また、近年は大口需要家の撤退が続いており、減少率では家庭用を上回っている。

(3) 今後の水需要

平成26年度の大口需要家の工場閉鎖に伴い、約6.3%減少する見込みである。また、人口減少等による水需要の減少分として、年約1.5%の減少を見込んでいる。

2 財政状況

(1) 前回の料金改定の概要

① 実施時期

平成22年10月1日（平成21年度に上下水道事業審議会を8回開催）

② 目的

平成22年度から平成26年度の5年間の水道事業の経営健全化を図る。

③ 概要

西脇地区及び簡易水道地区（芳田地区）のみ料金改定
黒田庄地区は現行料金を据え置き

④ 改定率

平均改定率 19.2%増

⑤ 料金改定の効果

料金改定を行わない場合、平成22年度から平成26年度の5年間の維持管理事業の収支（収益的収支）の累積赤字は約7億8,900万円となる試算であったが、

料金改定により、約 6,000万円の黒字となる見込みであり、ほぼ想定した料金改定の効果を得られることとなった。

(2) 財政状況（詳細は資料①参照）

① 維持管理事業の収支（収益的収支）

平成27年度から平成33年度の収支は年平均で約 1,600万円の黒字となる見込みであるが、水需要の減少は今後も続くと思われるため、経営健全化に当たっては、経営全般を見直し、効率的な事業運営が必要と考えている。

維持管理事業の収支

←実績 見込→ (単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
収入 a	867	957	1,034	1,010	980	1,319	1,127	1,115
支出 b	933	951	977	976	997	1,647	1,084	1,075
収支差引 c=a-b	△66	6	57	34	△17	△328	43	40

	H29	H30	H31	H32	H33
収入 a	1,166	1,105	1,092	1,079	1,066
支出 b	1,215	1,093	1,073	1,054	1,041
収支差引 c=a-b	△49	12	19	25	25

② 建設事業の収支（資本的収支）

平成25年度から平成28年度にかけて支出が大きく増額となるが、これはこの期間に施設更新事業を集中して行うためである。

更新事業の財源については、平成25年度から企業債の借り入れを停止し、国の補助金と一般会計からの出資金をできる限り活用して、その不足分のみを内部留保資金等の自己財源で補填するよう努めている。

建設事業の収支

←実績 見込→ (単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
収入 d	328	242	137	98	274	865	569	393
支出 e	671	450	311	415	661	1,790	1,182	843
収支差引 f=d-e	△343	△208	△174	△317	△387	△925	△613	△450
補てん財源 g	415	441	462	461	470	888	348	321

	H29	H30	H31	H32	H33
収入 d	206	139	173	110	109
支出 e	548	464	510	408	359
収支差引 f=d-e	△342	△325	△337	△298	△250
補てん財源 g	384	317	310	295	286

③ 資金収支と資金残高

平成25年度以降資金収支残高は減少を続けているが、これは施設更新事業によるもので、経営の悪化を示したものでない。

したがって、大きな施設更新が終了する平成29年度以降は横這い状態となっている。

資金収支と資金残高

←実績 見込→ (単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
資金収支 c+f+g	6	239	345	178	66	△365	△222	△89
資金残高	457	696	1,041	1,219	1,285	920	698	609

	H29	H30	H31	H32	H33
資金収支 c+f+g	△7	4	△8	22	61
資金残高	602	606	598	620	681

3 整備計画について

(1) 現行の整備計画

水道事業の使命である「安全で良質な水道水の安定供給」を継続して行なうためには、計画的な設備投資が必要であり、平成24年3月作成の「水道ビジョン」において整備計画を策定し、推進している。

その中の主な事業は次のとおりである。

- ① 春日浄水場の老朽化に伴う代替施設としての県水受水施設の整備
- ② 市内3浄水場の整備（上戸田浄水場・大木浄水場・第3浄水場）及びそれにより実現する市内全域への高度処理（耐塩素性病原性生物対策）された水道水の提供
- ③ 簡易水道事業と水道事業の統合
- ④ 老朽施設（管）の更新

(2) 整備計画の見直し（市からの提案）

水需要の動向で述べたように、現行の計画より水需要がさらに低下する傾向にあるため、「水道ビジョン」による整備計画を含め、3つの案を検討する。

給水量の現状については、平成25年度の日最大給水量は西脇地区で13,051m³、黒田庄地区で2,881m³となり、市内全域で15,932m³となっている。

① 平成24年3月作成の「水道ビジョン」の整備計画

西脇地区においては、企業誘致に必要な水量2,000m³を見込み、上戸田浄水場・大木浄水場・第3浄水場の3浄水場を建設して日最大給水量を16,600m³とする。黒田庄地区においては、現在稼働している黒田浄水場・田高浄水場・大伏浄水場の3浄水場で日最大給水量4,500m³を維持する計画で、市内全体で

21,100^mの給水を可能とする。

ただし、これは現状の給水量からすると過大な計画となっている。

② 整備計画の変更案 1

新たな水需要を見込まない計画を【プランA+C】とし、建設予定であった3浄水場の内、上戸田浄水場のみを建設し、県水と合わせて日最大給水量11,850^m【A】とし、黒田庄地区においては、現在稼働している3浄水場の内、田高浄水場を休止し、日最大給水量を3,050^m【C】として、市内全域で14,900^mの給水を可能とする。

③ 整備計画の変更案 2

新たな水需要を見込んだ計画を【プランB+C】とし、西脇地区においては企業誘致等に必要の水需要(1,200^m)を見込み、建設予定であった3浄水場の内、上戸田浄水場と大木浄水場を建設し、県水と合わせて日最大給水量13,050^m【B】とし、黒田庄地区においては、現在稼働している3浄水場の内、田高浄水場を休止し、日最大給水量を3,050^m【C】として、市内全域で16,100^mの給水を可能とする。

提案内容一覧

	浄水場と日最大給水量	
	西脇地区	黒田庄地区
平成 25 年度実績		
日最大給水量 ○15,932 ^m	○13,051 ^m	○2,881 ^m
平成 24 年 3 月に作成した 水道ビジョンに基づく計画 【現計画】	3 浄水場 上戸田浄水場（建設中） 大木浄水場（建設） 第 3 浄水場（建設） 県水受水	3 浄水場 黒田浄水場 田高浄水場 大伏浄水場
日最大給水量 ○21,100 ^m	○16,600 ^m	○4,500 ^m
新たな水需要を見込まない 計画 【プランA+C】	1 浄水場【プランA】 上戸田浄水場（建設中） 大木浄水場（建設中止） 第 3 浄水場（建設中止） 県水受水	2 浄水場【プランC】 黒田浄水場 大伏浄水場 田高浄水場（休止）
日最大給水量 ○14,900 ^m	○11,850 ^m	○3,050 ^m
企業誘致による新たな水需 要を見込んだ計画 【プランB+C】	2 浄水場【プランB】 上戸田浄水場（建設中） 大木浄水場（建設） 第 3 浄水場（建設中止） 県水受水	2 浄水場【プランC】 黒田浄水場 大伏浄水場 田高浄水場（休止）
日最大給水量 ○16,100 ^m	○13,050 ^m	○3,050 ^m

(3) 整備計画の見直しによる財政計画（詳細は資料①～③参照）

各プランの維持管理事業収支・建設事業収支・資金残高についての試算は、次のとおりである。

整備計画の変更は料金にも影響するが、長期にわたる期間で算定すると予測の確実性がなくなるため、平成27年度から平成31年度の5年間で収支の試算を行っている。

建設計画による収支の比較（平成27年度から平成31年度の累計）

（単位：百万円）

	維持管理事業の収支			建設事業の収支				31年度末 資金残高
	収入	支出	差引	収入	支出	補填財源	差引	
現計画	5,605	5,540	65	1,480	3,547	1,680	△387	598
プラン A+C	5,530	5,595	△65	578	2,189	1,526	△85	770
プラン B+C	5,566	5,447	119	934	2,723	1,590	△199	840

補填財源（発生額）＝当年度に維持管理事業で減価償却費等施設更新のため費用化した財源

① 維持管理事業の収支

維持管理事業の収支は経営状態を反映しており、最もよいのがプランB+Cで、次いで現計画、最も悪いのがプランA+Cとなる。

プランA+Cは建設事業費が最も少ないが、県水の受水が多くなるため、その費用が収支に影響して赤字となる。

② 建設事業の収支

建設事業収支は建設事業の大きさを反映して、建設事業規模が大きいほど多くの財源が必要となるため、資金にも影響してくる。

③ 資金残高

算定期間である平成31年度末の資金残高を比較している。最も資金残高が多くなるのがプランB+C、次いでプランA+C、現計画という順になる。

4 水道料金の見直しについて

(1) 算定期間等

水道事業は、事業に伴う収入（料金収入）によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく公営企業としての独立採算の原則に基づいて事業経営を行っている。今後も、水道事業の役割を果たしていくためには、健全な事業経営が求められ、料金収入の確保が必要となる。

法令により、水道料金は公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保するものと定められている。

またそれは、日常生活に密着した料金であり、できるだけ安定性を保つことが望まれるが、あまり長期にわたる期間で算定することは、経済情勢の変動により予測の確実性を失うおそれがある。よって、今回の算定期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とした。

(2) 料金に関する市の考え方

現在、市では、西脇地区（簡易水道を含む。）と黒田庄地区の2種類の料金表となっているが、下記のことから市内料金を統合することが望ましいと考える。

- ① 前回の審議会の答申書において、「西脇地区と黒田庄地区の料金統一を平成25年から平成26年ごろに実現していただきたい。」との要望がなされている。
- ② この算定期間中に、西脇地区においては、高度処理化（耐塩素性病原性生物対策）による処理水が供給されることとなり、概ね同一のサービスが提供できるようになる。
- ③ 黒田庄地区においては、田高浄水場の休止による維持管理費の削減により、給水原価の低下を図っていく計画を立てている。
(年間約2,000万円の維持管理費が削減される見込みである。)
- ④ 合併後10年が経過することから、市内の公共料金を統合することが妥当と考えている。

(3) 料金に関する市の試算

料金の統合へ向けて、以下5つの案の試算をした。

- ① 西脇料金へ統合する案
市内の料金を現行の西脇地区の料金とする。
料金収入は年間15,164千円の減収となる。
- ② 黒田庄料金に統合する案
市内の料金を現行の黒田庄地区の料金とする。
料金収入は年間81,055千円の増収となる。

③ 西脇地区・黒田庄地区の折衷料金案

口径20mm以下で1ヶ月の使用水量が100m³以下については、現行の西脇地区の家庭用料金とし、これ以外は黒田庄地区の料金とする案で、用途別体系をなくし、西脇地区・黒田庄地区のそれぞれ安価な料金を採用する。

料金収入は年間49,486千円の減収となる。

④ 独居老人などの少量使用世帯に配慮し、基本水量を減量、合わせて基本料金を減額する案

西脇地区料金に統合した上で、家庭用においては基本水量を10m³から5m³に減量し、基本料金も減額する。その他の料金及び従量料金の変更はしない。

料金収入は年間47,227千円の減収となる。

⑤ ④と同じ考え方で、家庭用の基本水量を10m³から7m³に減量する案

料金収入は年間36,857千円の減収となる。

以上の③④⑤案については、いずれも減収額が大きいことから、現状では健全な経営ができないと判断し、提案には至らないと考える。

(4) 料金統合案（市からの提案）

西脇地区料金への統合案及び黒田庄地区料金への統合案の2案を検討する。

① 西脇地区料金への統合案は、黒田庄地区で家庭用が17.5%値下げとなり、営業用が16.3%値上げとなる。給水収益全体としては、1.6%（年間約1,500万円）減収となり、減収幅は小さい。

② 黒田庄地区料金への統合案は、西脇地区の家庭用が23.6%増となり、前回に続けての大きな値上げとなる。また、営業用は11.7%の値下げとなる。給水収益全体としては、8.6%（約8,100万円）の増収となる。

年間給水収益の増減（平成25年度決算額を基礎に試算）（単位：千円）

		増減額	増減率
西脇地区料金への統合案	黒田庄地区 家庭用	△20,759	△17.5%
	営業用	5,595	16.3%
	給水収益全体の増減	△15,164	△1.6%
黒田庄地区料金への統合案	西脇地区 家庭用	111,095	23.6%
	営業用	△34,558	△11.7%
	共用等	4,618	16.7%
	給水収益全体の増減	81,155	8.6%

第2節 審議会の議論と意見

1 整備計画について

3つの計画を財政面で比較すると、経営状況を表す維持管理事業の収支において、プランB+Cの平成31年度末資金残高が最も良好な数値となっている。財政的にはプランB+Cが最も有利と思われる。

西脇地区の自己水と県水との給水量の比率は、プランB+Cでほぼ半々である。水源も3箇所となることから、県水に機器の故障等のトラブルがあったときにも、柔軟な対応が可能である。

一方、プランA+Cでは水源が2箇所であり、また県水に大きく偏って依存することになるため、危機管理上の課題が残る。

以上のことから、審議会としては、プランB+Cの整備計画が適切であると判断する。

2 料金の見直しについて

西脇地区の高度処理化（耐塩素性病原性生物対策）については、今回の算定期間内において全域で実現が図られる。

また、田高浄水場の休止によって維持管理費が削減されることもあり、黒田庄地区と西脇地区の給水原価の格差をなくして料金を統合しても、財政的には十分可能な見通しが立てられている。

料金統合をした場合でも、その後の維持管理費の収支は若干ながら黒字の試算となっており、平成31年度末の資金残高も市が最低限必要と考えている資金残高の5億円を満たしている。

また、平成27年10月には消費税が8%から10%に引き上げられる可能性があり、その場合にも使用者の負担がその分増えることになる。

以上の財政状況及び西脇市が合併して10年という期間が経過したことを考えると、今回、市内の料金を西脇地区の料金体系に統合することが適切であると判断する。

ただし、今後も給水収益の減少傾向は継続すると予想され、この5年間においても、さらなる経費の削減方法を模索し、健全な経営に努めることを要望する。

また、その後の新料金体系については、次回の審議会での検討課題としたい。

第2章 下水道事業

第1節 市の状況説明と提案

1 汚水排除量の予測

(1) 水洗化人口及び水洗化率

平成25年度末の西脇市の水洗化人口は37,011人、水洗化率は87.1%である。今後、水洗化人口は平成28年度までは増加し、その後は年々減少する見込みとなっているが、水洗化率は年々上昇し、平成28年度に90%に達した後も上昇していく見込みである。

(2) 家庭からの汚水排除量

水洗化率の上昇から汚水排除量は増加すると見込めるものの、節水意識の浸透や節水機器の普及により、一家庭から排除される汚水量は年々減少してきている。

また、西脇市の将来人口については、平成33年の人口を39,700人とし、年約1%の割合で減少していくと予測している。よって、今後、水洗化人口も年々減少していく見込みであり、それに伴い汚水排除量は減少していくものと予想される。

(3) 事業所からの汚水排除量

事業所からの汚水排除量においても、地域経済の低迷や企業努力による節水によって、年々減少している。また近年は、大口需要家の撤退が続いている。

2 財政状況について

(1) 前回の使用料改定の概要

① 実施時期

平成22年10月1日（平成21年度に上下水道事業審議会を8回開催）

② 目的

一般会計の負担の軽減を図る。

③ 概要

使用料体系を市内統合

④ 改定率

平均改定率 23.1%増

⑤ 使用料改定の効果

使用料改定を行ない、平成22年度から平成26年度の5年間の一般会計の負担を約7億5,000万円減額させる試算であったが、約7億1,100万円減額できる見込みであり、ほぼ想定した使用料改定の効果を得られることとなった。

(2) 財政状況（詳細は資料④参照）

① 下水道事業債

整備費用の財源として借り入れた下水道事業債の平成25年度末未償還残高は242億4,233万円で、平成31年度までの元利償還金は年間18億円を越える見込みである。

下水道事業債	←実績					見込→			(単位：百万円)
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
償還元金 a	1,316	1,171	1,269	1,303	1,344	1,368	1,373	1,401	
償還利子 b	640	608	583	558	532	511	476	447	
計 c=a+b	1,956	1,779	1,852	1,861	1,876	1,879	1,849	1,848	

	H29	H30	H31	H32	H33
償還元金 a	1,426	1,438	1,444	1,458	1,482
償還利子 b	417	387	359	327	297
計 c=a+b	1,843	1,825	1,803	1,785	1,779

② 維持管理事業の収支（収益的収支）

収入については、汚水排除量の減少に伴い使用料収入も減少する。ただし、下水道事業債の支払利息の減少により、一般会計からの基準内繰入金も減少していく見込みである。

支出は、老朽化していく施設の修繕等の維持管理費が増加していくが、下水道事業債の支払利息は減少していく見込みである。

維持管理事業の収支（収益的収支）	←実績					見込→			(単位：百万円)
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
収入 a	1,679	1,733	1,744	1,721	1,660	2,660	2,276	2,216	
支出 b	1,745	1,700	1,695	1,683	1,639	2,842	2,275	2,216	
収支差引 c=a-b	△66	33	49	38	21	△182	1	0	

	H29	H30	H31	H32	H33
収入 a	2,177	2,119	2,040	1,960	1,912
支出 b	2,177	2,118	2,040	1,958	1,893
収支差引 c=a-b	0	1	0	2	19

③ 維持管理事業の一般会計繰入金の推移

繰入金は基準内・基準外とも、平成27年度以降は年々減少しており、経営の悪化傾向は見られないと言える。

維持管理事業の一般会計繰入金の推移					←実績	見込→	(単位：百万円)	
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
基準内 a	868	903	824	846	789	973	884	855
基準外 b	205	168	185	145	148	382	116	104
計 c=a+b	1,073	1,071	1,009	991	937	1,355	1,000	959

	H29	H30	H31	H32	H33
基準内 a	834	818	801	783	768
基準外 b	96	74	49	13	0
計 c=a+b	930	892	850	796	768

④ 建設事業の収支（資本的収支）

収入においては、整備費用の財源として借り入れる下水道事業債、一般会計からの基準内・基準外の繰入金を計上している。

支出においては、その費用の大部分が下水道整備時に借り入れた下水道事業債の償還元金である。そのほかに流域下水道への建設負担金、老朽化した汚水施設の更新・統廃合費用などを計上している。収支のマイナス分については、内部留保資金で補填している。

建設事業の収支（資本的収支）					←実績	見込→	(単位：百万円)	
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
収入 d	918	567	746	1,054	923	638	834	906
支出 e	1,602	1,300	1,453	1,780	1,619	1,564	1,541	1,595
収支差引 f=d-e	△684	△733	△707	△726	△696	△926	△707	△689
補てん財源 g	739	715	708	727	699	1,108	707	691

	H29	H30	H31	H32	H33
収入 d	1,149	1,158	1,007	1,153	1,307
支出 e	1,839	1,835	1,658	1,787	1,922
収支差引 f=d-e	△690	△677	△651	△634	△615
補てん財源 g	690	677	651	634	615

⑤ 建設事業の一般会計繰入金の推移

平成27年度以降、基準内繰入金は横這いであるが、基準外繰入金については老朽化した汚水施設の更新・統廃合事業の実施年度に増加する見込みである。

建設事業の一般会計繰入金の推移 ←実績 見込→ (単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
基準内 a	394	384	502	499	553	371	439	467
基準外 b	50	62	69	63	106	82	235	253
計 c=a+b	444	446	571	562	659	453	674	720

	H29	H30	H31	H32	H33
基準内 a	479	476	469	472	479
基準外 b	282	308	336	388	429
計 c=a+b	761	784	805	860	908

⑥ 維持管理事業＋建設事業の一般会計繰入金の推移

平成27年度以降、基準内・基準外繰入金総額は、横這いで推移する見込みである。

維持管理事業＋建設事業の一般会計繰入金の推移 ←実績 見込→ (単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
基準内 a	1,262	1,287	1,326	1,345	1,342	1,344	1,323	1,322
基準外 b	255	230	254	208	254	464	351	357
計 c=a+b	1,517	1,517	1,580	1,553	1,596	1,808	1,674	1,679

	H29	H30	H31	H32	H33
基準内 a	1,313	1,294	1,270	1,255	1,247
基準外 b	378	382	385	401	429
計 c=a+b	1,691	1,676	1,655	1,656	1,676

3 今後の整備計画について

(1) 長期整備計画

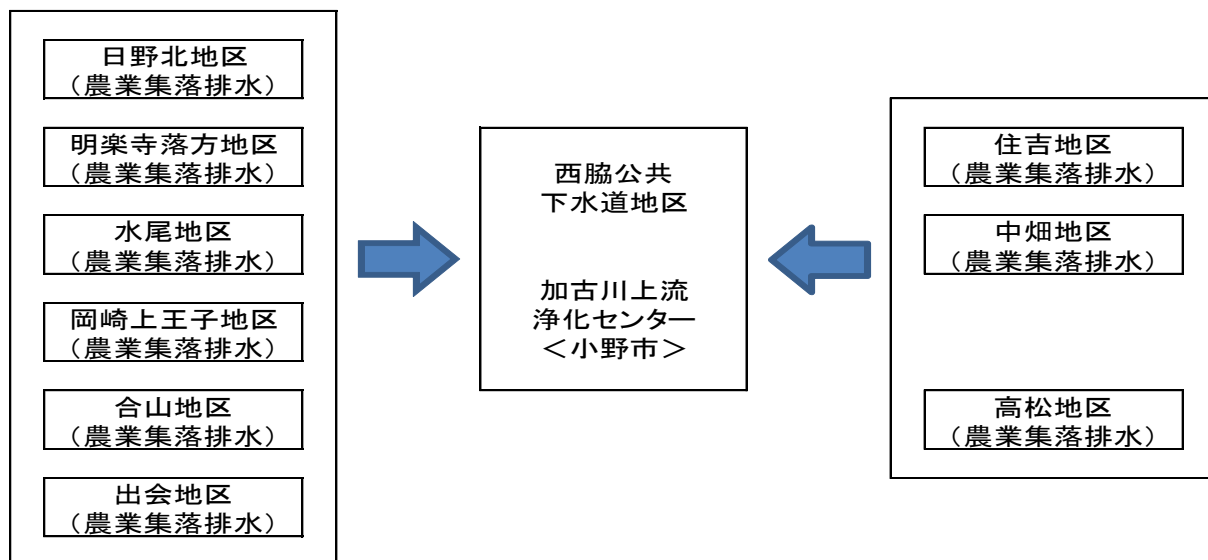
汚水管渠の整備はほぼ完了しており、今後は、老朽化した污水施設の更新、処理施設の統廃合及び流域下水道への建設負担金が主な整備計画となる。

長期整備計画では、現在の15処理区を、統廃合により2処理区とする計画を立てている。この計画は、今後の維持管理コストを縮減するための方策として立案したもので、総事業費が27億円になるが、統廃合実施後には年間約5,000万円のコスト削減が見込めると試算している。

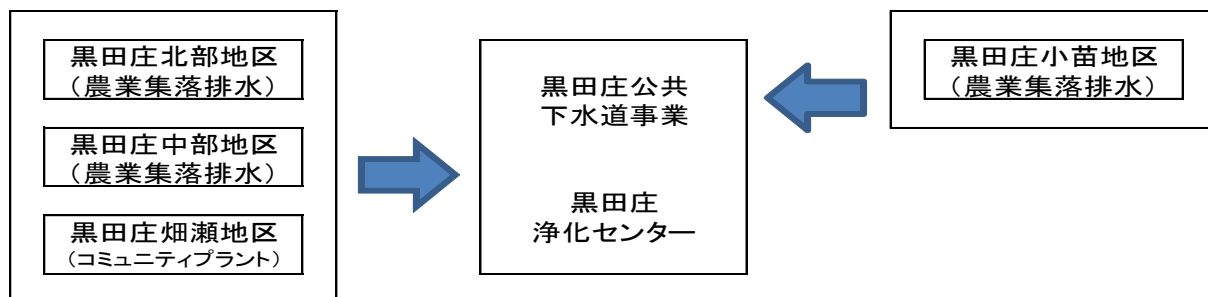
また、12処理場の建設経費が約38億円であるため、今後発生が予想される処理場の大規模な改修費用を考えると、この統廃合事業に係る事業効果は大きなものになると見込んでいる。

処理施設の統廃合は、コスト縮減に有効な方策であると考えており、各省庁、県及び近隣市との調整を行ないながら実施していく予定である。この統廃合計画により、存続する処理場と廃止する処理場を区分し、「選択と集中」の理念の下で維持管理費のさらなる削減を行う計画である。

西脇地区≪10処理区を1処理区へ統廃合し、9処理場を廃止する≫



黒田庄地区≪5処理区を1処理区へ統廃合し、4処理場を廃止する≫



4 下水道使用料の見直しについて

(1) 算定期間等

公営企業は事業に伴う収入によってその経費を賄う独立採算の原則によるものとされる。ただし、下水道事業に関しては、それは現実的に困難であり、一般会計からの基準内・基準外の繰入金が必要となる。

しかしながら、繰入金が増加することは最終的には市民の負担に繋がるため、今後も現状を改善する努力をしなければならないと考えている。

下水道使用料は、日常生活に密着した料金であり、できるだけ安定性を保つことが望まれる。しかし、あまりに長期間で算定することは、経済情勢の変動により、予測の確実性を失うおそれがあることから、今回の算定期間は平成27年度から31年度までの5年間とした。

使用料収入の推移

(単位:百万円)

	H21~25 平均	H27	H28	H29	H30	H31
使用料収入	685	674	669	664	659	654

(2) 使用料の見直しについて (市の考え方)

平成27年度から平成31年度までの財政計画では、下水道事業債の元利償還金が減少することから維持管理費が削減され、平成27年度以降は一般会計からの基準内・基準外繰入金は横這いで、増加しない見込みである。

また、前回の使用料改定において使用者に負担増をお願いし、市内の使用料の統合も達成できている。

したがって、今回は使用料の改定を行う必要はないと考えている。

第2節 審議会の議論と意見

1 使用料の見直しについて

下水道事業債の元利償還のピークはすでに過ぎており、今後、一般会計からの繰入金は増加しない見込みである。

また、前回の使用料改定により、県下29市中で26位という高額な使用料となっている。

さらに、平成27年10月に消費税が8%から10%へと増額される見込みであり、さらなる負担増を使用者に求める時期ではないと考える。

したがって、今回は使用料の改定を行わずに、現行使用料を継続することが適切であると判断する。

ただし、今後も厳しい経営環境が続くことに違いはなく、より一層の経営努力に励まれることを要望する。

要望事項

- (1) 水道の高度処理化（耐塩素性病原性生物対策）については、平成28年度末に完了とのことであるが、公平なサービスの提供のため、少しでも早期に実施できるよう努力されたい。
また、計画の進行上実施が遅れる地域には、その経緯について十分な説明を行い、理解が得られるよう努力されることを要望する。
- (2) 残された簡易水道地区が統合され、高度処理水が給水されるのは平成28年度末とのことであるが、これについても少しでも早期の実現を図るよう要望する。
- (3) 今回の改定により黒田庄地区の営業用の料金がむしろ値上げとなるが、理解が得られるよう十分な説明を行うことを要望する。
- (4) 西脇市の水道料金・下水道使用料は県内でも高額な設定となっていることから、さらなる経営努力と行財政改革により、負担の軽減を図るよう要望する。
- (5) 市全体で財源の無駄をなくし、身近な公共料金を下げる取組みを行うよう要望する。

おわりに

上下水道事業は、その事業に伴う収入によって本来は賄われるべき事業である。効率的な経営によって市民の生活環境の改善に寄与するとの観点から、可能な限り経済性を追求すべき事業であるとも言える。

運営に当たっては、「人件費の削減」「民間委託」「維持管理コスト縮減」などに努力されているが、今後とも、さらに事業の合理化に努め、住民負担を軽減するための経費の抑制が必要になる。

また、今回は水道の建設事業について計画の縮小案が市より示されたが、今後とも建設事業については、財政計画とのバランスを考えつつ進めるよう努められたい。

本審議会は、市長からの諮問を受け、水道事業計画と料金の見直し及び下水道事業計画と使用料の見直しについて、それぞれ検討してきた。その結果、市の提案を受けて、算定期間を平成27年度から平成31年度までの5年間として、水道料金については西脇地区料金に市内統合、また下水道使用料については現行使用料の継続を答申することとした。

検討に当たっては、水道料金の市内統合をすること、さらなる使用者の負担増を最小限に留めること、西脇市が合併10年を迎えようとしていることに重きを置いた。

上下水道事業共に、将来的に財政状況の厳しさが増していくものと予想される。今後の社会情勢や経済情勢の変化を的確につかむことで、経営改革と適正な料金設定等を行っていくことが肝要である。

付 属 資 料

さ～037
26. 7. 1

西脇市上下水道事業審議会
会長 長 峯 純 一 様

西脇市長 片 山 象 三

上下水道事業の経営の健全化について（諮問）

上下水道事業は独立採算を原則に経営しており、事業経営の健全化を図るため、平成22年1月に貴審議会の答申を受けて、平成22年10月に料金改定を行いました。

しかし、前回の料金改定は、平成22年度から平成26年度までの5年間を算定期間とし、事業経営の健全化を図るため、料金改定したものであり、その算定期間が経過することとなります。

その間、施設の計画的な更新と効率的な運用等に努めてまいりましたが、平成27年度以降も、引き続き事業経営の健全化を図っていく必要があります。

つきましては、西脇市上下水道事業審議会条例第2条の規定により、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 水道料金の見直し（統合）について
- 2 下水道使用料の見直しについて

西脇市上下水道事業審議会条例

平成21年3月27日条例第6号

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の健全な事業運営について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 上下水道事業計画に関すること。
- (2) 水道料金、下水道使用料等に関すること。
- (3) その他上下水道事業の運営上必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 市民を代表する者 7人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年西脇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	勤労福祉センター運営委員会 委員	日額	7,800	行政職給料表適用職員 相当額	」
	勤労福祉センター運営委員会 委員	日額	7,800	行政職給料表適用職員 相当額	

を

「	勤労福祉センター運営委員会 委員	日額	7,800	行政職給料表適用職員 相当額	」
	西脇市上下水道事業審議会委 員	日額	7,800	行政職給料表適用職員 相当額	

に

改める。

西脇市上下水道事業審議会運営規則

平成21年7月23日西脇市上下水道事業審議会決議

(趣旨)

第1条 この規則は、西脇市上下水道事業審議会条例（平成21年条例第6号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、西脇市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。

(会議の傍聴の手続等)

第3条 会議の傍聴をしようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人名簿に記入しなければならない。

2 傍聴人の定員は、10人とする。

3 傍聴人は発言権を有しない。

4 会長が、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認めた者の、傍聴は認めない。

(会議録)

第4条 会長は、上下水道部職員に会議録を調製させ、次の事項を記載しなければならない。

(1) 審議会の会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 説明のため出席した者の職氏名

(4) 会議に付した案件

(5) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録は、磁気テープ又は磁気ディスクによる保存とし、要点のみ記録し、会議録とする。

3 会議録に署名する委員は、会長並びに2人の委員とし、会長がその都度指名する。

4 会議録は、次の事項を除いて公開とする。

(1) 発言した委員の氏名

(2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると会長が認める事項

(3) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

5 会議録の公開は、市ホームページで行う。

6 第4条第2項の規定に関わらず、会長が必要と認めたときは詳細な会議録を作成することができる。

附 則

この規則は、平成21年7月23日から施行する。

西脇市上下水道事業審議会委員名簿

	区 分	氏 名	備 考
会長	学識経験を有する者	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
委員	学識経験を有する者	岡本 和明	税理士
委員	学識経験を有する者	大西 義文	西脇商工会議所 副会頭
委員	市民を代表する者	竹内 泰彦	西脇市連合区長会 会長
委員	市民を代表する者	徳岡 秀明	芳田地区区長会 元会長
委員	市民を代表する者	藤原 一志	黒田庄地区区長会 元会長
委員	市民を代表する者	内橋 昌子	消費者協会 会長
委員	市民を代表する者	阿江 智子	
委員	市民を代表する者	徳岡 征人	推薦

西脇市上下水道事業審議会審議経過

	開催年月日	審議の内容
第2回	平成26年7月1日	上下水道事業の現状について
第3回	平成26年7月25日	水道事業計画について（現地視察）
第4回	平成26年9月4日	水道事業の財政計画について 水道料金の見直し（統合）について
第5回	平成26年10月9日	水道事業について 下水道事業について
第6回	平成26年11月6日	答申案について